

表 第2回協議会（10/1）での計画素案に関わる意見と意見への対応

資料4-1

No.	章	項目	ページ番号		意見の要旨	対応
			第2回協議会資料	本日資料		
1	第3章 課題	第3節 課題のまとめ 課題②「公共交通の利用促進」	資料2-1 p.1	-	・「人口減少・少子高齢化社会でも、外出頻度を確保するため、公共交通の利用が停滞していることへの対応が必要」とあるが、<u>人口減少と外出頻度の因果関係があるのか気になった</u>。また、「公共交通の利用が停滞していることへの対応」とあるが、「<u>停滞している</u>」という表現についても気になった。 ・例えば、「第4章 基本方針と目標」の「第1節 計画の基本方針」の文章内にあるとおり「人口減少・少子高齢化社会においても、公共交通を維持確保し、日常生活を支えることが必要」のような表現はいかがか。	・ご提案いただいた「人口減少・少子高齢化社会においても、公共交通を維持確保し、日常生活を支えることが必要」に表現を修正しました。
2	第4章 基本方針と目標	第3節 目標2「公共交通と市民等との接点強化」	資料2-1 p.9	-	・「観光も想定した公共交通の利用促進・・・」とあるが、五日市地域の観光資源をさらに活用するためには、「留原」と「荷田子」にバイパスが必要と考える。都への働きかけと、市の観光計画をしっかりと立てることで、JRの利用者増加に繋がるのではないか。 ・自家用車の抑制は、難しいのではないか。	・自家用車の抑制については、観光で来訪する自家用車の利用を控える取り組みを想定しています。（具体的には、鉄道駅周辺等における臨時的なパーク・アンド・ライド駐車場の開設と公共交通の運行、シェアサイクルや特定小型原動機付自転車（電動キックボード）等のポートの確保・整備等） ※詳しくは第5章施策（P106）「来訪者のマイカー利用の抑制のための検討・情報発信」参照
3	第5章 施策	施策体系	資料2-1 p.11、13	第5章 施策 P77、P78	・施策全体を見る際は、資料2-1のp.11、13のような概要を示したものと分かりやすい。	・第5章のはじめに、施策の概要を整理した「施策体系表」を追加しました。
4		第5章 全体（工程欄）	資料2-2 全体（工程欄）	第5章 施策全体（各事業の工程欄）	・事業の工程欄について、もう少し検討が必要ではないか。例えば、R7～中・長期までの全期間を「検討」としている工程等は、<u>実効性を持たせることができないか</u>。 ・表記についても整合を図ってみてはどうか。	・各事業の工程欄について、<u>取組の実効性や表記の整合などに留意して修正</u>しました。
5		第1節 目標1-施策1-事業1：るのバスやデマンド型交通などのサービスの一体的な見直し	資料2-2 p.79	第5章 施策 P79	・サービスの一体的な見直しに関して、公共交通空白地域の定義上の問題はあるが、川を挟むことや傾斜地の高低差、人口密度、高齢化などの条件を加味した考え方を導入してもよいのではないか。（例：るのバスの「いきいきセンター」周辺地域をデマンド型交通の運行区域として検討する等）	・ご指摘も踏まえ、本計画策定後、運行の維持や改善に向けて、<u>公共交通空白地域の考え方についても検討</u>していくことを想定しております。（これに関わり、本事業の実施内容に「見直しを行った後も、継続的に効果や課題の検証を行い、運行の維持や改善を進めます。」と記載しております。）
6		第1節 目標1-施策2-事業3：タクシー利用助成の実施	資料2-2 p.83	第5章 施策 P89	・タクシー利用補助について、例えば予約制の定刻乗車場を設けることで、利用者の負担を軽減できないか。	・タクシー利用補助については、通常、タクシーを利用していただくのと同様、ドアtoドアでご利用いただけます。（例えばご自宅から目的地まで）そのため、定刻乗車場を設けるよりも、<u>利用する方にとって便利にご利用</u>いただけたと考えております。 ・また、事業については、事業開始後のご利用状況やご意見などを踏まえて、必要に応じて改善を検討することも想定しております。

No.	章	項目	ページ番号		意見の要旨	対応
			第2回協議会資料	本日資料		
7	第5章 施策（続き）	第1節 目標1-施策2-事業4：送迎サービス、福祉輸送サービスの活用可能性の検討	資料2-2 p. 83	第5章 施策 P90	・福祉輸送サービスのドライバーは有償ボランティアであり、高齢化による担い手不足が懸念されるため、市としてもドライバー確保のための取組が必要ではないか。 ・サービスの活用について、本事業で少し触れているが、位置付けとして弱いと感じる。もっと前面に出してもいいのではないか。	・本事業の記載については、さらに社会福祉協議会様と調整いたします。
8		第1節 目標1-施策3-事業3：情報提供の充実	資料2-2 p. 86	第5章 施策 P93	・「京王バスナビ」の情報の充実等も必要だが、まずは「京王バスナビ」自体の周知が必要ではないか。	・ご指摘も踏まえ、「京王バスナビ」自体の周知を行うことも想定しております。 （目標2-施策1-事業1「印刷物やメディアを通じた情報の発信」（P96）で、交通事業者の取組や情報発信について、「公共交通事業者の取り組みや情報発信について、市は連携・協力します」と記載。）
9		第2節 目標2-施策1-事業3：児童・生徒に対する働きかけ	資料2-2 p. 91	第5章 施策 P99	・「心のバリアフリー」の取組と関連して、目標2-施策1-事業3「児童・生徒に対する働きかけ」について、バスの乗り方教室と一緒にバリアフリーの体験も行ってはどうか。バスの乗り方教室（バスの時刻表の見方、運賃表示の見方、乗り方、降り方など）と一緒にバスのスロープを出して車椅子での乗降体験等を実施している自治体もあり、ご検討いただきたい。	・ご指摘も踏まえ、実施内容に、「バリアフリー設備を体験する（イベントの開催）」を追加しました。
10		第2節 目標2-施策2-事業3：子育て世帯への支援	資料2-2 p. 93	第5章 施策 P101	・実施内容が「乳幼児のいる世帯を対象に・・・」となっているが、子育て世帯をターゲットとするのであれば、妊産婦や小・中学生を育てる世帯も含むべきではないか。	・ご指摘も踏まえ、実施内容の記載を「妊産婦のほか、乳幼児、小学生、中学生など成長段階に応じた、子育て世帯への支援を実施します。」と修正しました。
11		第2節 目標2-施策2-事業4：運転免許返納者への支援	資料2-2 p. 94	第5章 施策 P102	・運転免許返納者だけでなく、家族に対してもるのバス無料乗車証を発行してはどうか。また、試乗乗車の機会を設けてはどうか。 ・現在、西東京バスの路線図のパンフレットはあるが、例えば市内の交通にフォーカスしたマップを市で作成してはどうか。市内の交通が一目で見分かりやすいものがあれば、利用にもつながるのでは。	・るのバス無料乗車証については、財源的な制約もあるため、まず運転免許返納者を対象に実施することを想定しておりますが、支援内容のあり方については、ご指摘を踏まえ、本計画策定後、具体的に検討してまいります。 ・試乗乗車につきましては、ご指摘も踏まえ、目標2-施策2-事業2「体験乗車等の機会の設定」の対象モードにるのバスも追加しました。（P101） ・市内の交通にフォーカスしたマップにつきましては、目標2-施策1-事業1「印刷物やメディアを通じた情報の発信」で、市内の公共交通マップを作成することを想定しております。（P96）
12		第3節 目標3-施策1-事業2：市道の整備の推進	資料2-2 p. 99	第5章 施策 P108	・市道整備について、まず待避所（狭隘な道路において車両の交互通行を可能とする待機場所）を整備してはどうか。	・ご指摘も踏まえ、実施内容に「区間全体の拡幅が困難な場合、必要に応じて、車両の行き違いをするための待避所の整備を検討します。」を追加しました。
13		第3節 目標3-施策2-事業1：バス待ち環境の安全性の向上	資料2-2 p. 100	第5章 施策 P109	・バス停のベンチ等の整備は、乗降者の多いバス停から整備することで、利用促進につながるのではないか。	・ご指摘も踏まえ、実施内容に「停留所のベンチや上屋の整備・改善などについて、乗降者の多いバス停等の基準を設定して効率的・効果的な整備に向けた検討を行います。」を追加しました。

No.	章	項目	ページ番号		意見の要旨	対応
			第2回協議会資料	本日資料		
14	第5章 施策（続き）	第3節 目標3-施策2-事業2：交通関連施設のバリアフリー化の推進	資料2-2 p.102	第5章 施策 P110	・連携する主体に社会福祉協議会とあるが、意図が見えない（福祉＝社協ではない）。また、対象者に高齢者とあるが、連携する主体が見えない。 ・本事業はどちらかと言えば「ハード面の整備」を示していると思うが、その中で「連携する主体」に「社会福祉協議会」が入るのは、ちょっと違うのではと思っている。 ・可能であれば、連携する主体については、「等」「など」の表記は避け、具体を示すとよいのではないか。	・バリアフリー化の推進にあたっては、高齢者、障がい者、子育て世代などの当事者のご意見を把握し、取組に反映することが必要です。そのため「連携する主体」として、「社会福祉協議会、高齢者クラブ連合会、障がい者団体、婦人団体等」と記載しております。 ・なお、「連携する主体」については、具体的に示すように表記を修正しました（5章全体）。
15		第3節 目標3-施策2-事業3：「心のバリアフリー」についての取組の推進	資料2-2 p.103	第5章 施策 P111	<対象者に関する指摘事項> ・実施内容には「交通事業者の従業員等に対して」とあるが、「心のバリアフリー」は住民全体で考えていく必要があるものと捉えている。そのため、交通事業者だけでなく、学生等を対象とした「心のバリアフリー」の取組についても検討いただきたい。 ・学生に向けた取組での学校という場の活用、それ以外にもどのような形で実施できるのか、他の事例も参考にしながら検討いただきたい。	・ご指摘も踏まえ、対象者を「市民、交通事業者の従業員、市役所職員」とし、実施内容もこれに合わせて修正しました。 ・参考事例として、心のバリアフリーに関する市内の取組を追加しました。
16					<その他「心のバリアフリー」に関する意見> ・「心のバリアフリー」についての取組は、社会福祉協議会がおこなう移送サービスの運転協力員にも接遇を学ぶ機会として参加してほしいと思う。また、職員側としては、車いすの介助など「講師」側の派遣も可能と思われる。 ・「心のバリアフリー」について、市民に絶えずいろいろの形で浸透させたい。	
17	第6章 計画の推進体制と評価方法	第2節 計画の達成状況の評価方法	資料2-1 p.16	第6章 計画の推進体制と評価方法について P116	・目標値について、手引きに基づいて設定されており、項目としては問題ないが、「可能な限り具体的かつ明確な目標」ということで、具体数値の設定をお願いしたい。	・第6章の評価指標について、「現状値」と「目標値」について、具体的な数字を設定します。
18	計画全体	地域公共交通計画記載事項のチェック（手引きでの「その他留意点」について）	-	-	・以下の事項について、素案に明記されているか教えていただきたい。 ①都市計画等関係計画等との調和が保たれているか【法56】【基本方針22】 ②関係者との協議がなされたものであるか【法510】 ③住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるための措置が講じられているか【法57】	①計画素案「第2章 市の公共交通の現状」、「第3章 課題」、「第4章 基本方針と目標」等で、都市計画等との調和を保つように留意して記載しています。なお、あきる野市では、立地適正化計画は策定しておりません。 ②法定協議会における協議を行った経緯、委員名簿等については、資料編に示す予定です。 ③令和7年度にパブリックコメントを行う予定です。パブリックコメントの実施についても、資料編に示す予定です。

※意見には、協議会後にいただいた意見も含んでいます。